

声 明

(安倍元首相銃撃事件から4年を迎えるにあたって)

2026(令和8)年7月8日

全国統一教会(世界平和統一家庭連合)被害対策弁護団

上記弁護団 弁護団長弁護士 村越 進(第一東京)

同 副団長 弁護士 内田 信也(札幌)

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘(仙台)

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹(第二東京)

同 副団長 弁護士 塚田 裕二(第一東京)

同 副団長 弁護士 大迫恵美子(東京)

同 副団長 弁護士 荻原 典子(愛知県)

同 副団長 弁護士 植田 勝博(大阪)

同 副団長 弁護士 木村 豊(広島)

同 副団長 弁護士 平田 広志(福岡県)

同 事務局長 弁護士 川井 康雄(第二東京)

外366名

1 はじめに

2022年7月8日の安倍晋三元首相銃撃事件から本日で4年を迎えました。

当弁護団は、民主主義をも否定するこのような犯行を、決して許されないものとしてあらためて強く非難します。

この事件を契機として、多くの被害者やそのご家族、とりわけ宗教2世の方々が勇気を出して声を上げたことで、統一教会(世界平和統一家庭連合)による極めて深刻かつ凄惨な被害の実情が次々と明らかになりました。自らの正体や勧誘目的を隠し、人々の悩みや不安に付け込んで自由な意思決定を妨げた状態で多額の献金を絞り取るという違法な勧誘の実態や、それによる家庭崩壊の悲劇が、広く社会に知

られることとなったのです。

これを受けて、国会や政府により、統一教会による被害者の救済と被害抑止に向けた様々な取り組みが進められることになり、不当寄附勧誘防止法と特定不法行為等被害者特例法が成立し、さらには文部科学大臣により統一教会に対する解散命令請求が行われました。

当弁護団は、日本弁護士連合会（日弁連）の支援を受けて2022（令和4）年11月に設立され、日本司法支援センター（法テラス）と連携協定を締結し、以後、統一教会との集団交渉、集団調停、集団訴訟（2世訴訟）により被害者の救済に取り組み、2026（令和8）年3月の解散命令確定までの間に、195名の被害者について調停を成立させ、統一教会から約39億6000万円の解決金を取得して被害回復を実現しました。当弁護団には、これまでに多くの被害者からの相談が寄せられており、2026（令和8）年7月6日までの受付相談件数は計1689件にも上っています。

当弁護団は、安倍元首相銃撃事件から4年を迎えたこの節目に、本声明によりあらためて被害者救済と被害抑止に向けた呼びかけを行います。

2 解散命令の確定

2026（令和8）年3月4日、東京高等裁判所において、東京地方裁判所の2025（令和7）年3月25日付け解散命令決定に対する統一教会側の抗告を棄却するとの決定が出され、解散命令は確定しました。さらに、2026（令和8）年6月22日、最高裁判所において、統一教会側の特別抗告を棄却するとの決定が出されました。これにより解散命令事件は決着をみることになりました。

この解散命令事件に関する一連の報道に触れ、皆様の中には「これで統一教会問題は終わった」「一つの区切りがついた」と考える方がいるかもしれません。しかし、当弁護団は声を大にして訴えたいと思います。決して問題は終わっていません。被害者の真の救済は、まさにこれからが本番なのです。解散命令によって宗教法人格が剥奪されたとしても、それにより過去に奪われた財産が被害者の下に戻ってくるわけではなく、破壊された人生や家庭が元通りになるわけでもありません。被害

者が救済されるためには、解散命令の次の段階である清算手続において債権申出を行い、債権が認められて現実に弁済されることが必要となるのです。

3 債権申出の受付開始と弁護士への相談の呼びかけ

2026（令和8）年3月4日の東京高等裁判所決定により、解散命令は確定し、同日、東京地方裁判所は伊藤尚弁護士（第一東京弁護士会）を清算人に選任しました。現在は裁判所の監督の下、同清算人により、法人の消滅に向けた清算手続が進められています。そして、同年5月20日からは、清算人が債権者からの債権申出の受付を開始しました。この債権申出期間は、2027（令和9）年5月20日までの1年間と定められています。

被害者の方がこの期間内に債権申出を行い、債権として認められれば、統一教会の財産から弁済を受けることができます。裏を返せば、この1年間の期間経過後に申出を行っても、その時点で統一教会に財産が残っていなければ、一切の弁済を受けられないことにもなりかねません。すなわち、この期間内に債権申出の手続を行うことが、被害者が救済を受ける「ほぼ最後の機会」ともなり得る極めて重要な手続なのです。

しかしながら、被害者ご自身だけでこの債権申出を行うことには大きな困難が伴います。清算人が準備した債権申出フォーム・清算申出書は入力・記載すべき項目が多岐にわたり、とりわけご高齢の方にとっては容易に入力・記載できるものではありません。何より、被害の全容を正確に把握し、統一教会の巧妙な正体隠しや不安を煽る違法な勧誘手法について法的に事情を整理し、適切な債権申出を行うためには、統一教会問題に精通した弁護士が、第三者・専門家の立場から丁寧に聴取し手続を支援することが不可欠です。

4 全ての被害者の皆様へ

まだ声を上げられていない被害者の皆様、そしてご家族の皆様、どうか諦めず、決して一人で悩まずに当弁護士にご相談ください。献金や物品購入等の財産的被害を被った方だけでなく、著しい精神的苦痛を受けた方、幼い頃から2世として信仰

を強制され様々な苦しみや困難を強いられてきた方、そして被害者のご家族や相続人の方々からのご相談も広く受け付けております。弁護士費用に不安を抱える方もいらっしゃるかもしれませんが、解決時の後払いとするなどできるだけの配慮をいたしますので、まずは安心してご相談ください。

当弁護団のご相談窓口は以下のとおりです。ご相談料は無料です。

・電話相談：03-6261-6653（月～金の午前10時半～午後3時半受付）

・フォーム相談：
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf9WeZJ0Yt3QB1gHsDtMV03RLmm8PvELA4VTKGspBj1ByTwWw/viewform>（365日24時間受付）

5 おわりに

安倍元首相銃撃事件の発生から4年が経ち、マスコミによる統一教会問題に関する報道も大きく減り、世論の関心も薄れてきています。

しかし、統一教会による被害がこれほど深刻かつ凄惨なものになったのは、マスコミも政治家も私たち市民も、この問題の重大性・悪質性・社会的悪影響の広がりを知らず、あるいは知っていても何もせずにはいたことにも原因があったことを決して忘れてはなりません。

全ての被害者が救済されるまで、社会はこの問題に関心を持ち続ける必要があり、被害者救済に向けた取り組みを継続し強化することは、当弁護団を含めた私たち社会全体の責務であると考えます。

再びこの問題を風化させてはなりません。社会を構成するすべての皆様に、引き続きこの問題に関心を持ち続けていただくようあらためて強くお願いしたいと思います。

当弁護団は、今後も、統一教会による全ての被害者の速やかな救済に向けて全力を尽くす所存です。

以上